

農業大学校自家用電気工作物保安業務委託契約書

岩手県（以下「発注者」という。）と_____（以下「受注者」という。）とは、岩手県立農業大学校の自家用電気工作物保安業務の実施を受注者に委託することについて、次のとおり契約を締結する。

第1条 受注者は、発注者の定めた別紙農業大学校自家用電気工作物保安業務委託仕様書に掲げる業務（以下「委託業務」という。）を誠実に実施しなければならない。

第2条 委託期間は、令和7年5月1日から令和8年3月31日までとする。

第3条 委託料は、年額 _____ 円とする。

（うち、取引に係る消費税額及び地方消費税額は、 _____ 円）

2 発注者は、前項の委託料を毎月の業務完了後、月額 _____ 円ずつ支払う。

3 契約期間が途中解除により1年未満となった場合は月割り計算とし、その期間が1月未満となった場合は、日割り計算により委託料を支払う。

第4条 契約保証金は _____ 円（または免除）（注1）とする。

（注1）入札説明書の契約に関する事項による。

第5条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

第6条 発注者は、必要があると認めるときは、その内容を受注者に書面により通知して、業務の仕様及び業務に関する指示を変更し、又は業務を一時中止させることができる。

2 前項の場合において、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

第7条 受注者は、その責めに帰すことができない事由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により発注者に履行期間の延長変更を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要と認められる場合は履行期間を延長しなければならない。この場合においてその履行延期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、発注者は委託料について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な経費を負担しなければならない。

第8条 成果物の引渡し前に、成果物に生じた損害その他業務を行うにつき生じた損害については、受注者が負担する。ただし、発注者の責めに帰すべき事由により生じた成果物等に係る損害については、発注者が負担する。

第9条 業務を行うにつき第三者に及ぼした損害について、当該第三者に損害の賠償を行わなければならないときは、受注者がその賠償額を負担する。ただし、発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者がその賠償額を負担する。

第10条 受注者は、毎年の委託業務の着手前に、委託業務に従事させる者（以下「従事者」という。）の

名簿（様式1）を発注者に提出しなければならない。提出後、異動があった場合も同様とする。

- 2 発注者は、従事者のうち、委託業務に従事させることが不適当と認める者については、その理由を明示して従事者の交代を求めることができる。

第 11 条 受注者は、毎月の委託業務が完了したときは、委託業務完了報告書（様式2）を発注者に提出しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から 10 日以内に受注者の立会いの下、業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。
- 3 発注者は、受注者が前項の検査によって業務の完了を確認した後、受注者が成果物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該成果物の引渡しを受けなければならない。
- 4 受注者は、第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合において、修補の完了を業務の完了とみなして前各項の規定を準用する。

第 12 条 受注者は、前条第2項（前条第4項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の検査に合格したときは、自家用電気工作物保安業務委託料請求書（様式3）を提出するものとする。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から起算して 30 日以内に委託料を支払わなければならない。

第 13 条 発注者は、成果物の引渡しを受けた後において、当該成果物に瑕疵があることが発見されたときは、受注者に対して相当の期間を定めてその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え、若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。

- 2 前項の規定による瑕疵の修補又は損害賠償の請求は、第 11 条第3項又は第4項の規定による引渡しを受けた日から3年以内に行わなければならない。ただし、その瑕疵が受注者の故意又は重大な過失により生じた場合には、請求を行うことのできる期間は5年とする。

第 14 条 受注者の責めに帰すべき事由により履行期間内に業務を完了することができない場合においては、発注者は、違約金の支払いを受注者に請求することができる。

- 2 前項の違約金の額は、遅延日数に応じ、年 2.5 パーセント（注2）の割合で計算した額とする。
- 3 発注者の責めに帰すべき事由により、第 12 条第2項の規定による委託料の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年 2.5 パーセント（注3）の割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

（注2） 令和7年4月1日において適用される会計規則第117条第1項で規定する違約金の徴収率とする。

（注3） 令和7年4月1日において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づく遅延利息の率とする。

第 15 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定に基づいて発注者が行う調査を妨げ、若しくは同項の規定に基づいて発注者が求める報告を拒んだとき。
- (2) 不正の手段により委託料の支払を受けたとき。
- (3) 正当な理由がなく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- (4) その責めに帰すべき事由により、履行期間内に業務が完了しないと明らかに認められるとき。
- (5) 前号各号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達成することができないと認められるとき。
- (6) 第17条第1項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (7) 受注者が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時委託業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この号において「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は

暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約、再委託契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約（以下「下請契約等」という。）に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者を、下請契約等の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

- 2 前項の規定により契約が解除された場合においては、受注者は、損害賠償として委託料の100分の5に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 3 前項の場合において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって損害賠償金に充当することができる。
- 4 前第2項及び第3項の規定は、委託料の支払があった後においても適用するものとする。

第16条 発注者は、前条第1項に規定する場合のほか、業務が完了するまでの間、必要があるときは、この契約を解除することができる。

- 2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

第17条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 第6条の規定により仕様書を変更したため委託料が3分の2以上減少したとき。
- (2) 第6条の規定による業務の中止期間が履行期間の10分の5（履行期間の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。
- (3) 発注者がこの契約に違反し、その違反によりこの契約の履行が不可能となったとき。

第18条 受注者は、第15条第1項各号及び第16条第1項の規定によりこの契約を解除された場合において、すでに委託料の支払がなされているときは、発注者の定めるところにより、委託料を返還するものとする。

- 2 受注者は、前項の規定により委託料を返還しなければならない場合において、これを発注者の定める納期限までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、年率2.5パーセント（注4）の割合で計算した遅延利息を発注者に支払わなければならない。

（注4） 令和7年4月1日において適用される会計規則第117条第1項で規定する違約金の徴収率とする。

第19条 受注者は、第15条第1項各号の規定により契約を解除された場合は、これによって生じた発注者の損害を賠償しなければならない。

- 2 発注者は、第17条の規定により契約を解除された場合は、これによって生じた受注者の損害を賠償しなければならない。
- 3 前各項の賠償額は、発注者と受注者とが協議して定める。

第20条 受注者は、受注者又はこの契約における下請契約等の相手方が暴力団等から不当要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けた場合は発注者に報告し、及び警察にも通報しなければならない。

第21条 受注者の代表者又は使用人、従事者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を他人に漏らしはならない。

第22条 受注者は、発注者の許可又は承諾を得て、発注者の施設及び設備を使用することができる。

- 2 発注者は、受注者に対して委託業務に必要な用水、給湯、電気及びガスを無料で提供するものとする。

但し、受注者はその使用にあたっては節約に努めるなど効率的な使用に努めなければならない。

- 3 受注者は、委託業務の実施にあたっては、発注者の施設及び設備について善良な管理者の注意をもって取り扱わなければならない。

第23条 この契約により難い事情が生じたとき、又はこの契約に疑義が生じたときは、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、発注者、受注者記名押印して、それぞれその1通を保有するものとする。

令和7年5月1日

発注者 岩手県
契約担当者
岩手県立農業大学校長

受注者 _____

様式 1

令和 年 月 日

岩手県立農業大学校長 様

受注者

住 所

氏 名

印

業 務 従 事 者 名 簿			
従事期間 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日			
従 事 者 名			
氏 名	年 齢	住 所	備 考

- 1 備考欄には連絡先電話番号等を記入すること。
- 2 有する資格を証明する書類を添付すること。

令和 年 月 日

(委託者)

岩手県立農業大学校長 様

住所

(受注者)

氏 名

印

委託業務完了報告書

下記のとおり、令和 年 月分の委託業務を完了したので報告します。

委 託 業 務 名	農業大学校自家用電気工作物保安業務
契 約 年 月 日	令和 年 月 日
契 約 期 間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで
今 回 業 務 期 間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで
今回業務期間中における特記事項	

様式3

令和 年 月 日

岩手県立農業大学校長 様

受注者

住 所

氏 名

印

農業大学校自家用電気工作物保安業務委託料請求書

農業大学校自家用電気工作物保安業務委託契約書に従って実施した委託業務の委託料を次のとおり請求します。

記

委託料今回請求額 (月分) 円